

令和 6 年度都心の開発誘導策の調査検討業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 11 月 8 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課庶務係
電話 011-211-2139 FAX 011-218-5109

2 入札に付する事項

- (1) 調達する役務名
令和 6 年度都心の開発誘導策の調査検討業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとする。
- (4) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5 ・ 6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「建設関連サービス業」に登録されている者であり、かつコンサルタント登録において「都市計画及び地方計画部門」に登録されている者であること。
- (3) 一級建築士事務所登録をしている者であること。
- (4) 事業所（本店、支店等）の所在地が札幌市内であること。
- (5) 過去 5 年以内に、国、地方公共団体、公益社団法人が発注した、土地利用計画又は市街地再開発に関する施策の調査・検討業務を履行した実績を有していること。
- (6) 過去 5 年以内に、3 階から 10 階程度の中小規模の建築物の建替又は改修に関するコンサルティングを行い、建替又は改修に至った実績を複数有していること。
- (7) 本業務に以下ア～エのいずれかを満たす者を雇用者の中から従事させることができること。
ア 一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者

- イ 技術士（建築部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ 再開発プランナーの資格を有し、登録を行っているもの
- エ 再開発コーディネーターの資格を有するもの
- (8) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (10) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 参加申請期限、入札書の提出期限等

- (1) 参加申請期限
令和6年11月19日（火）17時00分（送付の場合は必着のこと。）
入札への参加を希望する場合、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を提出すること。特に、3(7)については、別紙業務従事者一覧を記載し資格の免許写しを添付して提出すること。
- (2) 参加申請に係る書類の提出場所及び契約条項を示す場所
上記1に同じ。
- (3) 入札書の受領期限
令和6年11月21日（木）17時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 入札書の提出場所
上記1に同じ。
原則として送付によること。ただし、開札場所への直接持参も可とする。
- (5) 開札の日時及び場所
令和6年11月22日（金）11時00分
札幌市役所本庁舎5階南東会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除することがある。
- (4) 入札の無効
本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効

とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で
最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。